

令和6年度水質検査計画

八 束 町

松江市上下水道局

目 次

八 束 町

1、八束町の施設について -----	1
2、給水栓(蛇口)の検査について -----	1
3、原水や浄水場での検査 -----	1
水質基準項目検査頻度一覧表 -----	2
水質検査地点(地図) -----	3

八束町

1、八束町の施設について

八束町は全域、県用水事業（飯梨川水系）の受水により給水しており、八束ポンプ場で塩素を追加しています。

主な施設は下記のとおりです。

水系	施設名	所在地	規模及び能力	型式
飯梨川	八束ポンプ場	波入	1,500m ³ /日	浄水受水、追加塩素のみ
			200m ³	ポンプ井(SUS製2槽)
	大塚山配水池	波入	710m ³	PC造(高架式)

2、給水栓(蛇口)の検査について

①毎日検査

色・濁り・消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法第20条に基づき1日1回の検査を行います。検査箇所は、下記の1ヶ所を予定しています。

水系	検査地点名
飯梨川	江島

②水質基準項目(51項目)の検査

水質基準項目には、毎月1回以上検査を行う項目(9項目)と、概ね3ヶ月に1回行う項目に分類しており、その区分ごとに検査を行っています。(臭気物質2項目を除く)

検査箇所は、水系や配水池を考慮した下記の1ヶ所を予定しています。

水系	採水場所	追加検査項目
飯梨川	江島児童公園	なし

③水系変更による検査回数の変更

水系変更の予定はありませんので、年1回の全項目検査を継続します。

3、原水や浄水場での検査

八束町は全域が県用水事業（飯梨川水系）の受水のため、原水の検査は必要ありません。受水している八束ポンプ場での検査は、同じ飯梨川水系の末端となる松江地区の竹矢ポンプ場で検査をしており、これまで特に問題はありませぬ。

水系	施設名	汚染要因	主な対象項目	対処方法
飯梨川	八束ポンプ場	浄水受水のため特に問題なし		

※水質基準項目の検査頻度については次ページをご参照ください。

水質基準項目検査頻度一覧表
(八束町の給水栓)

数字は年間の検査予定回数です。

		飯梨川
		江島
1	一般細菌	12
2	大腸菌	12
3	カドミウム及びその化合物	1
4	水銀及びその化合物	1
5	セレン及びその化合物	1
6	鉛及びその化合物	1
7	ヒ素及びその化合物	1
8	六価クロム化合物	1
9	亜硝酸態窒素	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
12	フッ素及びその化合物	1
13	ほう素及びその化合物	1
14	四塩化炭素	1
15	1,4-ジオキサン	1
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1
17	ジクロロメタン	1
18	テトラクロロエチレン	1
19	トリクロロエチレン	1
20	ベンゼン	1
21	塩素酸	4
22	クロロ酢酸	4
23	クロロホルム	4
24	ジクロロ酢酸	4
25	ジブロモクロロメタン	4
26	臭素酸	4
27	総トリハロメタン	4
28	トリクロロ酢酸	4
29	ブロモジクロロメタン	4
30	ブロモホルム	4
31	ホルムアルデヒド	4
32	亜鉛及びその化合物	1
33	アルミニウム及びその化合物	1
34	鉄及びその化合物	1
35	銅及びその化合物	1
36	ナトリウム及びその化合物	1
37	マンガン及びその化合物	1
38	塩化物イオン	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1
40	蒸発残留物	1
41	陰イオン界面活性剤	1
42	ジェオスミン	1
43	2-メチルイソボルネオール	1
44	非イオン界面活性剤	1
45	フェノール類	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12
47	PH値	12
48	味	12
49	臭気	12
50	色度	12
51	濁度	12
	水温	12

八束町水質検査地点



番号	水系	地点名
①	飯梨川	江島

毎日検査・水質基準項目検査とも
ほぼ同じ地点です。